

スポーツ基本法改正と今後のスポーツ施策の充実に向けた提言（概要） 資料 3

令和 6 年 1 月 3 0 日 日本スポーツ政策推進機構スポーツ基本法改正検討委員会提言より作成

1. 背景

2011年のスポーツ基本法制定以降、スポーツを取り巻く社会環境は次のように大きく変化している。

- ・ウェルビーイングの考え方の浸透
- ・急速に変化する社会の中でスポーツに求められる役割の多様化
- ・少子高齢化の加速など成熟した社会での持続可能なスポーツの在り方の模索
- ・安全安心なスポーツ環境の確保・スポーツ団体の適切なガバナンスの確保
- ・スポーツの場におけるデジタルトランスフォーメーションの進展 等

2. 改正の視点

- 「ウェルビーイング」の向上と「ソリダリティ」（Solidarity、つながり）の実感に向けて
- 社会課題を改革のチャンス（パラダイムシフト）に
- 誰もがスポーツを楽しめるよう、より「ユニバーサル」や「バーチャル」に配慮した環境づくり
- スポーツの運営基盤を強化

3. 改正の方向性

提言 1. スポーツを巡るパラダイムシフト、社会環境の変化に合わせた基本理念の見直し

提言 2. スポーツを通じた社会の成長、社会課題の解決の推進

提言 3. スポーツ・インテグリティの強化

提言 4. 多様なスポーツの機会の確保や充実による「する」「みる」「ささえる」「つながる」等の強化

4. 改正の方向性の実現に向け、スポーツ基本計画等について検討が必要な事項

- ① 基本法の理念のさらなる浸透、他分野と連携した施策立案
- ② 専門機関と連携した対応
- ③ スポーツ活動の質の向上に向けた不断の取り組み

第3期スポーツ基本計画中間評価の実施について

スポーツ行政分野におけるEBPMの推進（第3期計画本文p.73）

現在政府全体で進められているE B P M（Evidence based Policymaking／エビデンスに基づく政策立案）に、スポーツ行政分野においても取り組んでいく必要がある。具体的には、

（1）政策目的を明確化させ、

（2）その目的のため本当に効果が上がる行政手段は何か

など、**当該政策の拠って立つ論理を明確にし、これに即してデータ等のエビデンス（根拠、証拠）を可能な限り収集し、**

「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組・限られた資源を有効に活用し、国民により信頼される行政を展開することを目指すべきである。

第3期計画におけるロジックモデルの構築（第3期計画本文p.74）

このため、第3期計画においては、（中略）、数値を含む成果指標とスポーツの推進等のために実施していくべき各種施策との関係性を整理し、その精緻化を図るべく、**ロジックモデルを構築することが重要**である。なお、その具体的な構築に当たっては、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（令和3年6月18日閣議決定）等の方針に従い、政府の関係会議やE B P M担当部局と緊密に連携・調整しながら具体化することとする。

第3期計画における評価の実施（第3期計画本文p.74）

（前略）ロジックモデルに基づき、第3期計画の取組状況の進捗を毎年定期的にフォローアップすることに加え、**第3期計画の前半期の取組状況を評価・公表し、その成果指標の進捗状況や社会状況の変化等を踏まえて新たに実施すべき取組や改善すべき取組等を、第3期計画の後半期に向けて示す**ことで、第3期計画の実効性をより強固に担保する必要がある。さらに、**第4期スポーツ基本計画の策定に向けた検討にも活用**していくべきである。



スポーツ審議会の元に部会を設置し、中間評価の議論を行っている。